



## Customs Alert

2021年10月

### タイ国輸出管理規制（DUIsに関する規制） のアップデート

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### はじめに

タイ国外国貿易省（DFT）は2021年8月、大量破壊兵器に関する貿易規制（TCWMD）法の遵守を強化するための措置に関する公聴会を開催しました。この措置は、キャッチ・オール規制（CAC）に関する通達が行われる今年度後半から実施される予定です。今回の措置により、デュアルユースアイテム（DUI）を取り扱うタイの輸出業者は、世界的な大量破壊兵器開発のリスクを軽減するために、輸出前に製品、取引、海外の顧客を審査する必要が生じます。

またDFTは既に、2021年9月6日付で「輸出管理のための内部コンプライアンスプログラム（ICP）認証の基準に関する通知」を発出・実施しています。

#### 本措置の概要

##### ICP認証の基準に関する通知

輸出管理規則が既に施行されている他国（米国、EU、シンガポールなど）と同様に、タイ政府は、企業が輸出管理のための内部コンプライアンスプログラム（ICP）を構築するための枠組を導入しました。ICPの目的は、輸出管理規則の遵守に関する管理義務を、政府からビジネスセクターに移すとともに、各企業が国際的な取引を安全に行うことができるようにすることです。

ICP認証の基準に関する通達は、ICPを構築するためのガイダンスと手続の枠組に関する情報を提供しており、この通達によると、ICPには、以下の6つの必須要素が含まれていなければなりません。

- 1) コンプライアンス管理及び手続に関する責任者の任命とその実施
- 2) 製品、エンドユーザー、最終用途、及び取引の審査プロセス
- 3) 社内研修
- 4) 記録の保存と文書化
- 5) 自己監査と是正措置
- 6) 報告

この通達に基づき、企業は、DFTから3段階のICPの認証を受けることができます。

- 1) **Good** – 6つの必須要素のうち、少なくとも2つの要素を備えたICPに対して与えられる認証です。
- 2) **Very good** – 6つの必須要素のうち、少なくとも4つの要素を備えたICPに対して与えられる認証です。
- 3) **Perfect** – 必須要素が全て揃っているICPに対して与えられる認証です。

現段階では、ICPの構築は必須ではありませんが、企業が輸出コンプライアンスのリスクを効果的に管理するために、DFTはICPの設立を強く推奨しています。ICPの認証を受けていれば、輸出企業はICPを有さない企業に比べ、信頼性が高いとみなされ、税関、DFT、その他の担当政府機関による監視の対象となりにくくなります。また、DFTは、ICP認証の取得状況を公式ウェブサイトで公開することを予定しており、この取組を通じて、ICPを取得した企業を支援します。

### キャッチ・オール規制に関する通達案

TCWMD法B.E.2562により、DUIの輸出者は、輸出品（DUIリストに掲載されているものとそれ以外のもの）の仕向地、最終用途、最終使用者について「デューデリジェンス」を行わなければなりません。これはキャッチ・オール規制（CAC）とも呼ばれています。**輸出先、最終用途、エンドユーザー**のいずれかが大量破壊兵器の製造やテロに関連する違法行為に関連している場合、輸出者は取引を停止し、DFTに報告する義務を有します。CACに関するDFT通達案は、これらのキャッチ・オール規制の内容、条件、及び罰則に関する具体的事項を定めたもので、2021年末までに発効する予定です。

#### ■ 対象品目

通達案には、以下のようなCACの対象となる項目を含む付属書が含まれます。

- 1) DUIアイテムとされているもの、すなわち、民間用と軍事用の両方の目的を持つ商品、及び
- 2) DUIアイテムではないが、大量破壊兵器の開発やテロ目的に使用される可能性があるもの

#### ■ 対象となる行為

通達案では、輸出、再輸出、中継、積替、及び、技術やソフトウェアの移転がキャッチ・オール規制の対象となっています。

## ■ 罰則

DFT やその他の監視政府機関は、輸出製品が海外での違法行為に使用されようとしていることを発見又は認識した場合に、その取引を遮断することができます。輸出者がCACに違反し違法な取引を行おうとしていた場合、または既に行われていた場合、1取引につき20万バーツ以下の罰金及び／又は2年以下の懲役が科せられます。また、故意に違反した場合には、100万バーツ以下の罰金及び／又は10年以下の懲役が科せられることになります。

CACに基づいてDFTが科す罰則に加えて、輸出者は、関税法第244条違反として罰則を科される可能性もあります。この条文によると、輸出制限や禁止措置を回避した輸出者は、1取引あたり50万バーツ以下の罰金及び／又は10年以下の懲役を科される可能性があります。

## 今後の対応

輸出企業は、自社の製品が、大量破壊兵器に関する貿易規制（TCWMD）法及びキャッチ・オール規制に関する通達案の規制範囲に該当するかどうかについて評価するとともに、該当する可能性がある場合には、輸出管理義務を遵守するために適切な措置を講ずることが、今後、必要になります。そのような措置には、以下が含まれます。

- 製品在庫の管理、内部リスク評価の実施
- DFTが規定する重要な要素を含むICPの作成
- 従業員に対する輸出管理研修の実施

詳しい情報やサポートをご希望の方は、Deloitte Customs & Tradeのプロフェッショナルにお問い合わせください。

## Contact

Nu To Van, Partner Customs & Global Trade,  
[ntovan@deloitte.com](mailto:ntovan@deloitte.com)

Sujitra Sukpanich, Director Customs & Global Trade,  
[ssukpanich@deloitte.com](mailto:ssukpanich@deloitte.com)

Tom Cachet, Senior Manager Customs & Global Trade,  
[tocachet@deloitte.com](mailto:tocachet@deloitte.com)



**Dbriefs**

### **Dbriefs**

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



### **Power of With**

Focus on the power humans have with machines.



### **Tax@hand**

Latest global and regional tax news, information, and resources.

**Get in touch**



#### **MAKING AN IMPACT THAT MATTERS**

*since 1845*

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.